有田川町小規模修繕等参加登録を希望される方へ

有田川町小規模修繕等参加登録制度とは

この制度は、有田川町入札参加資格登録申請要領（建設工事）に基づく資格審査を受けていない方で、有田川町が発注する「少額で内容が軽易な」工事、修繕等の受注を希望する方を登録し、町内業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

登録方法

登録申請書に必要書類(町税完納証明、身分証明書など)を添付して提出します。

※本人(代表者)以外の方が上記証明書を申請する場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。

登録できる方

１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項各号に定めるものに該当しないこと

２）町内に主たる事業所（本店）を置いている方

３）有田川町入札参加資格登録申請要領（建設工事）に基づく登録がされていない方

※建設業の許可、免許または登録の有無、希望業種、経営組織、従業員数等は問いません（ただし、許可・免許等が必要な業種は除きます）。

その他

１）登録の受付は、閉庁時間を除き随時受け付けます。

２）有効期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間です。

３）申請書等の配布場所は、有田川町役場吉備庁舎総務政策部財務課および有田川町役場清水行政局総務政策室です。

４）受付場所は、有田川町役場吉備庁舎総務政策部財務課です。

５）有田川町小規模修繕等参加登録名簿に登載すると受注者選定の対象となります。
ただし、名簿に登載していても選定への参加や契約を約束するものではありません。

６）「少額で内容が軽易な」工事、修繕等を対象としていますので、役務については、入札参加資格登録申請要領（物品・役務）に基づく登録をしてください。

登録受け付け・問い合わせ先

〒643－0021　和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地４

有田川町役場吉備庁舎総務政策部財務課管財検査班【TEL / 0737 - 22 - 3292（直通)】

TEL：0737－52－2111（代）　FAX：0737－52－3210

有田川町小規模修繕等参加登録申請書（様式第１号）の書き方

１　「日付」は、提出日当日の日付を記入してください。

２　「所在地（住所）」は、事業所の所在地（住所）を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。

３　「商号・名称」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称を記入し、特に名称がない場合は、無記入にしてください。

４　「代表者役職」は、法人の場合は、商号登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、記入しないでください。

５　「電話番号」および「ＦＡＸ番号」は、事業を行う所在地の番号を記入してください。

６　印鑑は実印欄には、印鑑登録された印鑑を押印し、使用印欄には見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑を押印してください。使用印は、実印と同一でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものは、使用しないでください。

７　希望業種については複数の希望が可能です。

「業種番号」および「業種名」は、別紙有田川町小規模修繕等参加登録希望業種分類表より希望の番号と業種名を転記してください。

許可・免許等が必要な業種は、その種類名称等を業務名の右欄に記入してください。

８　添付書類は次のものを申請書と同時に提出してください。

○「町税完納証明書（様式第２号）」または「町税未課税証明書（様式第３号）」

有田川町役場吉備庁舎税務課または有田川町役場金屋庁舎やすらぎ福祉課、有田川町役場清水行政局住民福祉室で証明を受けてください。

○登記簿謄本（法人のみ）

法務局登記官証明のもの。

○身分証明書（個人事業者のみ）

本籍地の市区町村長証明のもの。運転免許証などの本人確認書類のことではありません。住民課で発行します。

○「許可・免許・資格・登録証明書」

希望業種を行うにあたり許可等が必要な場合は、必ず添付してください(写し可)。

資格等は見積もりを依頼する際に判断資料にする場合がありますので、出来る限り添付するようにしてください（写し可）。

その他

届出事項に変更があった場合や、登録自体を取り下げたいときは、有田川町小規模修繕等参加登録申請書変更届（様式第１号裏）により、適宜提出してください。